

公 募 公 告

次のとおり公告します。

令和 7 年 9 月 2 6 日

宮内庁管理部管理課長 伊藤良治

1 業務概要

- (1) 業 務 名 皇居東御苑大手休憩所（仮称）におけるカフェ等運営事業
- (2) 業務内容 皇居東御苑において新たに整備する大手休憩所（仮称）内で、皇居東御苑来訪者に対して飲食物等を提供するカフェ等の運営。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 1 3 年 9 月末予定。

2 応募資格

応募者は、以下の（１）～（９）に掲げる資格を満たしていること。

- (1) 飲食店又はこれに相当する業務の運営経験を有し、良質な商品及び優良なサービスを提供できる業務遂行能力及び適正な執行体制を有する者であること。
- (2) 宮内庁における契約等に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者で直近 3 年全て完納していること。
- (4) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団若しくは暴力団員又はその他反社会的勢力若しくはその関係者ではないこと。
- (6) 公募開始時点で、3 年以上継続して、都内において営業許可を受けて営業している、180 ㎡以上のカフェの運営実績があること。
- (7) 本事業の公募説明会に参加した者であること。
- (8) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (9) 業務を運営するに当たり、必要な法令を遵守していること。

3 応募手続等

(1) 担当係

〒100-8111 東京都千代田区千代田 1－1

宮内庁管理部管理課管財第一係

電 話 03-3213-1111（代）（内線 3483、3481 又は 3482）

(2) 公募要領等の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和 7 年 9 月 2 6 日（金）から同年 1 0 月 7 日（火）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和 6 3 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前 1 0 時から午後 5 時まで。
ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。

交付場所：3（1）担当係に同じ。

交付方法：交付資料は、全て貸与とする。

事前に 3（1）担当係へ連絡し、資料受領に必要な提出書類の説明を受けること。

(3) 公募説明会の開催日時及び場所

日 時：令和7年10月8日（水）午後2時

場 所：宮内庁庁舎2階管理部会議室

※説明会に引き続き、現地見学を行う。

申込期間：令和7年9月29日（月）から同年10月7日（火）午後5時まで

申込人数：1法人2人まで

申込方法：公募要領等にある公募説明会参加申込書を、3（1）担当係へ電子メールで提出すること。

(4) 応募表明書等の提出等

提出期間：令和7年10月31日（金）から同年11月5日（水）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前10時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

提出場所：3（1）担当係に同じ。

提出方法：提出先へ直接持参、又は、郵送（提出期間内必着の書留郵便に限る。）で提出すること。持参の場合は、事前に3（1）担当係へ連絡すること。

(5) 企画提案書類の提出期間、提出場所及び提出方法

提出期間：令和7年12月8日（月）から同年12月10日（水）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前10時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

提出場所：3（1）担当係に同じ。

提出方法：直接持参に限る。郵送、FAX、電子メール等による提出は認めない。

提出の際は、事前に3（1）担当係へ連絡すること。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 詳細は、公募要領等による。

(4) 皇居への出入門は、徒歩の場合は坂下門。車両の場合は、桔梗門又は乾門とする。いずれも事前の手続を要するので時間に留意すること。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口は、3（1）担当係に同じ。